

道の駅「宇陀路大字陀阿騎野宿」
指定管理者募集要項

令和2年10月

宇 陀 市

目 次

道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」における指定管理者の募集について	1
1. 施設の概要	
(1) 施設の性格	1
(2) 施設の名称及び所在地	1
(3) 施設の規模	1
2. 管理にあたっての条件	1
(1) 指定管理者が行う業務の範囲	1
3. 業務実施に必要な許可、届け出等	2
4. 指定期間	2
5. 応募資格等	2
6. 募集要項の公表、申し込み受付期間、受付時間、受付場所	3
7. 現地説明会議の開催	3
8. 申し込み書類	3
9. 指定管理者の審査・選定の方法	4
10. 指定管理書の指定及び協定	4
11. 様式及び資料	4
12. 募集に関する質問	4
13. 留意事項	5
14. 問い合わせ先	5

道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」指定管理者募集要項

道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」における指定管理者の募集について

公の施設である道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」（以下、「阿騎野宿」という）について、宇陀市では、利用者サービスの向上と効率的、効果的な運営及び地域の活力を積極的に活用した運営を行う事を目指すため、地方自治法及び宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成18年宇陀市条例第7号）の規定に基づき、平成24年4月より指定管理者制度を導入しています。

この度、令和3年3月末で指定期間が満了するにあたり次期指定管理期間において、当施設の管理運営を行う法人その他団体を公募することになりました。

なお、本要項は、募集に関する基本的な事項を記載しており、詳細な業務内容については、別添「指定管理者仕様書」を参照にしてください。

1. 施設の概要

(1) この施設の性格

当該施設は、観光案内・観光休憩所及び地域特産品の物販を主とする本市を訪れる観光客等の拠点となる施設である。今後観光環境整備が進められる、道の駅駐車場、道の駅周辺施設及び重要伝統的建造物群保存地区宇陀松山地区も隣接しており、さらなる収益の増加が見込まれる。民間事業者の経営努力や創意工夫により、本市のイメージの向上と利用者数の一層の増進を図り、より効率的で効果的な運営が期待できる施設である。

(2) 施設の名称及び所在地

- ・ 施設の名称 . . . 道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」
- ・ 施設の位置 . . . 奈良県宇陀市大宇陀拾生714番地の1他

(3) 施設の規模

- ※ 構造 . . . 木造二階建
- ※ 敷地面積 . . . 1082.83㎡
- ※ 延床面積 . . . 894.08㎡

2. 管理にあたっての条件

(1) 指定管理者が行う業務の範囲

- ①施設の使用の許可に関する業務
- ②施設の使用料の収受に関する業務
- ③施設、設備及び備品の維持管理及び運営に関する業務
- ④その他、業務に付随する業務
- ⑤その他市長が特に認める事

※詳細については、別添道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」指定管理者仕様書を参考。

3. 業務実施に必要な許可、届け出等

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく乳製品販売営業許可
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく軽飲食店営業許可

4. 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

5. 応募資格等

- (1) 安全かつ円滑に施設を管理可能な実施体制及び経営基盤等が確保されている宇陀市内に住所又は事業を有する法人または団体、若しくはその複数団体により構成されたグループ共同事業体。個人での応募はできません。
- (2) 共同で応募する場合、必ず代表企業・団体を定め、協定の締結にあたっては、構成員すべてを、協定該当者とし、選定後の協議は、代表企業・団体と行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うものとします。
- (3) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア. 法律行為を行う能力を有しない者。
 - イ. 破産者で復権を得ない者。
 - ウ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本市における一般指名競争入札等の参加を制限されているもの。
 - エ. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者。
 - オ. 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む）又は、第180条の5第6項の規定、宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第3条第3項に抵触することとなる者。
 - カ. 国税及び地方税を滞納している者。
- (4) 複数応募の禁止
 - ① 単独で応募した法人等は、共同事業体の応募の構成員にはなれません。
 - ② 複数の共同事業体による応募はできません。
- (5) 共同事業体による応募の構成員の変更
共同事業体による応募の場合、代表企業・団体及び構成員の変更は原則的に認めないものとします。
- (6) 選定対象除外
次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。
 - ① 選定審査に関する要求等を申し入れた場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 要項に違反又は著しく逸脱した場合
 - ④ 提出期間内に提出書類等が提出されない場合
 - ⑤ その他、不正行為があった場合

6. 募集要項の公表、申し込み受付期間、受付時間及び受付場所

- (1) 配付期間 . . . 令和2年10月9日(金)から
令和2年10月30日(金)まで
但し、土曜・日曜・祝日を除く、月曜日から金曜日まで。
- (2) 申込期間 . . . 令和2年10月23日(金)から
平成2年10月30日(金)まで
但し、土曜・日曜・祝日を除く、月曜日から金曜日まで。
- (3) 受付時間 . . . 午前9時から午後5時まで。
- (4) 受付場所 . . . 宇陀市 農林商工部 観光課 (宇陀市役所2階)
直接持参

7. 現地説明会の開催

道の駅大宇陀の現況、指定管理者が行う業務及び申請方法等について、説明会を次のとおり実施します。参加を希望する場合は、事前にファクシミリ又はメールで申し込みが必要。(1団体2名以下)

- (1) 日時 令和2年10月14日(水) 受付 午後2時45分から
説明会 午後3時から午後4時30分まで
- (2) 場所 道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」(2F会議室)

8. 申し込み書類

共同事業体以外の団体は、⑪、⑫の提出は省略。⑦については該当する場合のみ。
共同事業体による応募の場合は下記申請書類及び添付書類については該当する書類については、すべての団体分を提出してください。

- (1) 申請書類及び添付書類
 - ①提出書類一覧 (様式1)
 - ②定款の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
 - ③指定管理者指定申請書 (様式2)
 - ④国税及び地方税の納税証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの)
又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申し立て書 (様式3)
 - ⑤管理及び運営を行う公の施設の事業計画書 (様式4)
 - ⑥管理及び運営に係る収支計画書 (様式5)
 - ⑦前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
 - ⑧団体の事業報告書を作成している場合は当該報告書
 - ⑨団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
 - ⑩身元証明書(法人は代表取締役。法人以外の団体にあつては、その代表者)
 - ⑪共同事業体結成届書 (様式6)
 - ⑫委任状 (様式7)
 - ⑬質問書 (様式8)
 - ⑭現地説明会申込書 (様式9)

- (2) 提出部数 11部【正本1部 副本10部】(A4ファイル綴色指定なし)
表紙には道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」指定管理者申請書
及び団体名を記載してください。(ページ番号を付与してください)

9. 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設の設置目的を十分理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができ、観光環境整備が進められる、道の駅駐車場、道の駅周辺施設及び重要伝統的建造物群保存地区宇陀松山地区と連動した経営をおこなうことができ、地域に対する貢献、指定管理者制度をよく理解した指定管理者を選定するため、次のとおり審査方法を定めます。

(2) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては「公募プロポーザル方式」を採用し、審査は、提出された申請書について公募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、プレゼンテーション、ヒアリング等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を11月の初旬から中旬に予定しております。指定管理候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することになります。

(3) 選定結果の通知

該当者全員に、令和2年11月中旬を目途に書面で通知します。

10. 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定及び本協定書の締結

前項で選定した法人等を指定管理者とする議案を令和2年12月議会定例会に上程をし、市議会の議決を経て当該法人等を指定管理者として指定、本協定書を締結します。

11. 様式及び資料

本要綱に添付している様式及び資料は次のとおり。

- (1) 道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」指定管理業務仕様書
- (2) 道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」指定管理者申請様式集
- (3) 宇陀市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例及び同条例施行規則
- (4) 道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」条例及び道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」条例施行規則
- (5) 道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」利用客数及び収支決算資料

12. 募集に関する質問

質問がある場合は添付書類にある質問書により受付、回答いたします。

- (1) 受付期間 令和2年10月9日(金)から10月20日(火)午前9時～午後5時
但し、土曜・日曜・祝日を除く、月曜日から金曜日まで。
- (2) 送付方法 質問事項は質問書により、FAX又はメールで送信してください。
窓口への持参可。なおFAX又はメールの場合は受領した事を確認するため必ず観光課担当までご連絡してください。
- (3) 回答方法 回答は質問を受け付けた法人等に、随時FAX又はメールで回答いたします。

13. 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者負担といたします。
- (2) 募集要項等公表時、現地説明会、指定管理候補者選定以降において現状施設等の変更があった場合は基本協定書に反映するものとする。

14. 問い合わせ先

奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3
宇陀市役所 観光課

TEL 0745-82-2457

FAX 0745-82-8211

メールアドレス s-kankou@city.uda.lg.jp